

監査公告第 18 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による観光推進部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 26 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

観光推進部 定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和2年12月10日から令和3年1月11日まで

第3 監査の対象

観光推進部の令和2年度（令和2年11月末現在）財務に関する事務及び行政事務の執行状況、物品・施設の管理状況

第4 監査の着眼点

- (1)財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2)行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3)本年度観光関連主要予算のコロナ禍による変更（増・減）が適切に執行管理されているか。
- (4)加賀海岸の重要文化的景観選定後の活用事業が計画的に検討されているか。
- (5)展観施設の美術品・収蔵品等に関する保管、管理手法が適切に実施されているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

・展観施設の美術品・収蔵品等に関する管理全般について、次のとおり意見を付す。

展観施設の美術品・収蔵品等の管理は市直営もしくは指定管理のいずれの形態においても、比較的長期間に渡って、決裁、記録、台帳管理、保管、保険など各種の手続きを経て適正に管理される必要がある。所管の展観施設全てにおいて必

要な手続きがなされ、均質な管理全般が実施されているか再点検し、所管課としての状況把握とそれら管理事務の内部統制を充実されたい。

第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

観光推進部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 山代温泉財産区一般事業費の減少見込みについて
2. 山代温泉財産区の総湯事業、古総湯事業について
3. コロナ禍を踏まえたインバウンド推進について
4. 主要予算のコロナ禍による事業変更状況について
5. コロナ禍に対応した誘客施策、来訪客の受け入れ体制について
6. 北陸新幹線敦賀延伸を見据えた誘客施策の展開について
7. 北前船日本遺産の振興について
8. 文化施設の修繕計画について
9. 展観施設等でのコロナ感染予防対策等について
10. 九谷磁器窯跡整備事業の進捗について
11. 重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業の再検討について
12. 加賀海岸の重要文化的景観選定後の活用について